

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人安濃津福祉会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下、「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事長及び常勤理事（以下「常勤役員等」という。）については、月額報酬、賞与及び退職金を支給する。職員を兼務する常勤理事等については、第5条を遵守する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として5年以上従事し、且つ、円満に任期を満了または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 月額報酬については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める額

(3) 退職金については、別表3に定める額

(4) 通勤手当は、当法人給与規程の規定に準じる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、交通費・宿泊料の実費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて別表1の役員報酬等を支給する。

(報酬等の支払方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支払方法は、各役員等が指定する金融機関等

の口座に振り込んで支払うものとする。

(報酬等の支給時期)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 月額報酬の支給日は毎月月末とする。ただし、その日が金融機関等の休日にあたる時は、その前日においてその金融機関等の営業日に支給日とする。

(2) 賞与は、7月第1金曜日及び12月第1金曜日(以下、「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員等に対して、それぞれ基準日に支給する。

(3) 退職金については、退任、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。但し、常勤役員等については、支給しない。

3 監事に対する報酬は、監査実施日毎に1回2万5千円(交通費込み源泉税徴収後)を支給する。但し、役員会等に出席する場合には、別表4の記載金額を支給する。

4 報酬等は、当法人の給与規程に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

5 役員会等が、同日に2回以上開催された場合でも、報酬等は1回のみを支給とする。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新に常勤役員等に就任した者には、その月から月額報酬額を満額支給する。

2 常勤役員等が任期満了にて退任した者及び死亡によって退任した者には、その月の報酬額を満額支給する。

3 常勤役員等が月の中途にて辞任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の稼働日数を基礎とした日割りによって計算する。日割計算の金額は、千円未満については切り上げとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、当法人の理事会承認日（令和3年3月28日）後の翌事業年度より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

理事長・・・・・・・・月額報酬 100,000円以内

常務理事・・・・・・・・月額報酬 25,000円以内

別表2（常勤役員等の報酬）

7月賞与・・・・・・・・月額報酬の2ヶ月分以内

12月賞与・・・・・・・・月額報酬の2ヶ月分以内

別表3（常勤役員等の退職金）

常勤役員等・・・・・・・・月額報酬×勤続月数（1ヶ月未満は1ヶ月とみなす。）

（ただし、休職期間は勤続月数より控除する。）

別表4（非常勤役員等の報酬）

役員会出席毎に、1回1万円（交通費込み源泉税徴収後）を支給する。

別表5（評議員の報酬）

評議員委員会開催毎に、1回1万円（交通費込み源泉税徴収後）を支給する。

別表6（評議員選任・解任委員の報酬）

委員会開催毎に、1回1万円（交通費込み源泉税徴収後）を支給する。